

# 第1章 江戸川区景観計画のねらい

## 第1節 策定の背景と目的

本区は海と大河川に囲まれた地形的特徴をもち、かつて 420km に及ぶ水路や内部河川が水上交通や農業用水として生活を支える、のどかな農村や漁村の風景が広がっていました。一方で洪水や浸水が多発するなど、水は生活に欠かせないものであると同時に、怖いものでもありました。



昭和 30 年代に入ると、急速な都市化の進展により、農地の宅地化が進み、かつての農村や漁村の風景は失われていきました。また、公害や交通災害、ごみ問題、水質悪化など、様々な都市環境の悪化が見られるようになりました。



これらの問題を解決するため、放水路の開削、堤防の強化、下水道整備、土地区画整理事業などを進めるとともに、まちの美化や緑化運動など、様々な区民と区の協働により、安心して暮らせるまちづくりを進めてきました。



昭和 49 年には、当時日本で初めて「親水」という考え方で整備した「古川親水公園」が完成し、その後、時代の変化とともに、より質の高いまちづくりを進め、**水と緑を基盤とした豊かなまちの環境**が整ってきました。



これらの環境は、町会・自治会を中心とした活動や、公園や水辺でのボランティア活動など、様々な区民の活動により、より魅力ある環境として維持・拡充されています。

その結果として、「子育てしやすいまち」、「安心して暮らせるまち」として、本区の魅力が形成されています。



このような本区のまちづくりの歴史をふまえ、**まちのグレードをさらに高める**ためには、公園や河川、住宅など個々の要素の魅力を向上するだけでなく、様々な要素が重なり合って形成される「景観」を視点に、地域の環境を総合的に捉えたまちづくりが必要です。

区民と区の協働により培ってきたまちのグレードをさらに高め、**「わがまちに誇りの持てる景観」を創出**するとともに、より多くの区民の参画による知恵を集大成し、**本区ならではの「将来に夢の持てる計画」**を実践していくことを目的に、「景観計画」を策定します。



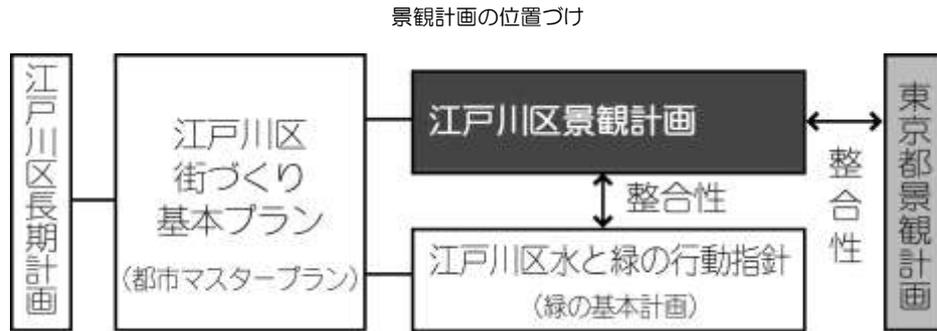
## 第2節 本計画の位置づけ

### 1. 計画の位置づけ

「江戸川区景観計画」は、景観法第8条第一項に基づき策定する計画です。

本区の良い景観形成の取り組みの方向性や施策を示した総合的な計画として位置づけます。

また、「江戸川区長期計画」や「江戸川区街づくり基本プラン」の上位計画や、「江戸川区水と緑の行動指針」、「東京都景観計画」等、本区の景観計画との関連する計画との整合性を図ります。



### 2. 計画の見直しの考え方

本計画は長期的な視点から、本区の景観形成の方向性を指し示すものであり、今後の土地利用状況の推移や社会状況、区民ニーズの変化をふまえるとともに、その運用状況を検証した上で、関連する計画との整合性を図りつつ、適宜見直しを行います。

